ひょうご神戸研究基盤共同利用機構における共同利用機関に関する要領

令和７年４月１７日
ひょうご神戸研究基盤共同利用機構総会制定

（目的）

第1条　この要領は、ひょうご神戸研究基盤共同利用機構規程第 9 条及び第 13 条に基づき、ひょうご神戸研究基盤共同利用機構(以下「機構」という。)における共同利用機関（以下「共同利用機関」という。）への新規参画、脱退、並びに共同利用機関に属する機関の間での研究施設及び研究設備・機器等の共同利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（機構幹事機関）

第2条　国立大学法人神戸大学、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学及び兵庫県立工業技術センターは、幹事機関として、研究施設及び研究設備・機器等の共同利用の推進に関する事業(以下「共同利用推進事業」という。)を促進する。

（共同利用機関）

第3条　ひょうご神戸地域において、機構による共同利用推進事業に参画する教育･研究機関を共同利用機関とする。幹事機関は共同利用機関の主要構成員としての責務を担う。

（参画）

第4条　機構による共同利用推進事業に賛同し、新たに共同利用機関への参画を希望する教育・研究機関の長は、別紙様式１により機構長に申請するものとする。

（脱退）

第5条　共同利用機関からの脱退を希望する教育・研究機関の長は、別紙様式２により機構長に申請するものとする。

（作業部会）

第6条　機構に、共同利用推進事業に関する業務を行うため、機構事務局及び各機構幹事機関から選出された委員(以下「作業部会委員」という。)により構成する作業部会を置く。

２　作業部会が必要と認めたときは、機構幹事機関を除く共同利用機関から作業部会委員を選出し、作業部会に参加させることができる。

（作業部会の役割）

第7条　作業部会は、共同利用推進事業を促進するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一　共同利用機関への参画希望における審査、共同利用機関からの脱退希望における審査。審査結果は機構の総会に報告し、総会での承認を受ける。

二　機構ホームページにおける共同利用推進事業を促進するための情報共有。

三　共同利用機関の間での調整、調停、仲裁。

四　その他、共同利用推進事業の促進のために必要な事項。

附則

この要領は、令和７年５月１日から施行する。

（別紙様式１）

年　月　日

ひょうご神戸研究基盤共同利用機構・機構長　殿

（法人名）
（機関長職・氏名）

ひょうご神戸研究基盤共同利用機構・共同利用機関　新規参画申請書

下記のとおり、ひょうご神戸研究基盤共同利用機構・共同利用機関への新規参画を申請します。また、参画にあたっては、関係する規約・要領等を遵守することを申し添えます。

記

法　人　名	
所　在　地	
参画を希望する理由	
担当部署 連絡先等	部署名 担当者氏名 電話　　E-mail
備　　考	

上記の申請を許可します。

年　　月　　日

ひょうご神戸研究基盤共同利用機構・機構長

【公印省略】

（別紙様式２）

年　月　日

ひょうご神戸研究基盤共同利用機構・機構長　殿

（法人名）
（機関長職・氏名）

ひょうご神戸研究基盤共同利用機構・共同利用機関　脱退申請書

下記のとおり、ひょうご神戸研究基盤共同利用機構・共同利用機関からの脱退を申請します。

記

法　人　名	
脱退理由	
担当部署 連絡先等	部署名 担当者氏名 電話　　E-mail
備　　考	

上記の申請を許可します。

年　　月　　日

ひょうご神戸研究基盤共同利用機構・機構長

【公印省略】